

運送事業者に対する行政処分(令和3年3月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗用	令和3年3月12日	滑川タクシー株式会社 (法人番号7230001007 849) 代表者尾島勇	富山県滑川市常磐 町331番地	本社営業所	富山県滑川市常磐 町331番地	輸送施設の使用停止 (100日車)	道路運送法第27条第3項	令和2年9月2日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)平成17年国土交通省告示第503号による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第19条の2)(2)アルコール検知器備え義務違反(運輸規則第24条第4項)(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)(4)乗務等の記録記載不備(運輸規則第25条第3項)(5)乗務員台帳の記載不備(運輸規則第37条第1項)(6)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	10	10

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。